

●香川県告示第228号

昭和54年香川県告示第263号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部を次のように改正し、平成20年4月15日から施行した。

平成20年5月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
2 指定代理金融機関			2 指定代理金融機関		
(1) 略			(1) 略		
(2) 指定代理金融機関の店舗の名称及び位置			(2) 指定代理金融機関の店舗の名称及び位置		
備考 略			備考 指定代理金融機関香川県信用農業協同組合連合会の業務を代理する農業協同組合の名称並びに店舗の名称及び位置		
名称		位置	名称		位置
農業協同組合	本支店		農業協同組合	本支店	
香川県農業協同組合	略		香川県農業協同組合	略	
	坂手出張所	小豆島町		坂手支店	小豆島町
	略			略	
	二生出張所	小豆島町		池田二生支店	小豆島町
	三都出張所	小豆島町		池田三都支店	小豆島町
	略			略	
	土庄西出張所	土庄町		土庄西支店	土庄町
	略			略	
	坂出市西部出張所	坂出市		坂出西部支店	坂出市
	略			略	
略			略		